



平成 27 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名 **コタ株式会社**

代表者の役職氏名 代表取締役社長 小田 博英

上場市場・コード 東証第一部 4923

お問い合わせ先 取締役経理部長 廣瀬 俊二

電 話 番 号 0774-44-4923

株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 30 日開催の取締役会において、株式の分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関して決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式分割について

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 27 年 3 月 31 日（火曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、1.2 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|------------------|--------------|
| ①株式分割前の当社発行済株式総数 | 11,639,595 株 |
| ②今回の分割により増加する株式数 | 2,327,919 株 |
| ③株式分割後の当社発行済株式総数 | 13,967,514 株 |
| ④株式分割後の発行可能株式総数 | 42,166,080 株 |

3. 日程

| | | |
|------------|------------------|-------|
| (1) 基準日公告日 | 平成 27 年 3 月 13 日 | (金曜日) |
| (2) 基準日 | 平成 27 年 3 月 31 日 | (火曜日) |
| (3) 効力発生日 | 平成 27 年 4 月 1 日 | (水曜日) |

4. その他

(1) 今回の株式分割に際して、当社の資本金の増加はありません。

(2) 分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式について

分割の結果生ずる 1 株未満の端数株式は、これを一括売却又は買受けし、その処分代金を端数の生じた株主に対し、その端数に応じて配分いたします。

(3)分割の結果生ずる単元未満株式(100株未満の株式)の売却について

分割の結果生ずる単元未満株式(100株未満の株式)の売却につきましては、お取引の証券会社で承りますのでご確認ください。

また、会社法第192条第1項に基づく買取請求を当社に対して行うことができます。その場合当社は、会社法第193条第1項第1号及び同法施行規則第36条第1号に規定する価格で買い取りいたします。

II. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により平成27年4月1日付をもって当社定款の一部変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 後 |
|--|---|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>35,138,400株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>42,166,080株</u> とする。 |
| (新設) | (附則) <u>第1条 第6条の変更の効力発生日は、平成 27年4月1日とする。なお、本附則 は効力発生日をもって削除する。</u> |

以 上